

第52回香川県環境審議会計画部会議事録

令和6年7月12日（金）

日 時	令和6年7月12日(金) 午後3時00分～午後4時10分
場 所	香川用水資料館 多目的室
出席者	<p style="text-align: center;">香川県環境審議会計画部会委員(10名)</p> <p>委員 一色 玲子 香川大学教育学部准教授 委員 片山 仁子 おたがいさま高松代表 委員 久保 月 株式会社 tao.代表取締役 委員 久米 川 啓 香川県医師会会長 委員 十河 久美子 J A香川県女性部副部長 委員 寺 林 優 香川大学創造工学部教授 委員 中橋 恵美子 香川県各種女性団体協議会会長 委員 原 直 行 香川大学経済学部教授 委員 藤 本 智 子 弁護士 委員 増 田 拓 朗 香川大学名誉教授</p> <p style="text-align: center;">事務局(13名)</p> <p>環境森林部 部長 秋山 浩章 次長 石井 一暢 みどり保全課 課長 福家 裕司 副課長 松尾 直睦 課長補佐 山津 宙行 副主幹 富家 有希 副主幹 松本 和也 主任 神原 徹也 主任 堤 晴加 環境管理課 課長補佐 山下 彰子 主任技師 岡本 一真 循環型社会推進課 課長 河本 明久 課長補佐 真鍋 雄一</p>
欠席委員	委員 栗原 美佳 香川県公立小・中学校女性校長会元会長 委員 谷川 俊博 香川県町村会会長 委員 吉田 英子 香川県商工会議所女性会連合会副会長
議 題	埋立て等に用いる土砂の条例による規制について
配付資料	資料1 第52回環境審議会計画部会(説明資料)
会 議 録 署名委員	原 直行 委員 中橋 恵美子 委員
議事の概要	埋立て等に用いる土砂の条例による規制について審議した。

第52回 香川県環境審議会計画部会 議事概要

<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>定刻となりました。 会議に入ります前に、委員の皆様方に御報告がございます。 当審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会にて原則公開と決定しましたことから、本日の議事につきましても公開となります。 本日の審議会計画部会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを御報告申し上げます。 ただ今から、香川県環境審議会計画部会を開催いたします。 私は、本日の会議の進行をさせていただきます、みどり保全課の松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に当たりまして、秋山環境森林部長より、御挨拶を申し上げます。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>(部長挨拶)</p>
<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>引き続きまして、増田部会長から御挨拶いただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>(部会長挨拶)</p>
<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>ありがとうございます。 議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 まず、次第でございます、続きまして座席表でございます、続きまして計画部会委員名簿、香川県環境審議会運営規程をお手元にお配りさせて頂いています。 また、本日は、事前に送付させていただきました資料により説明させていただくこととしていますが、資料はお手元にありますでしょうか。 それでは、これより議事に移らせていただきます。 本日、御出席いただいております委員は、13名中10名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております「委員の2分の1以上の出席」という開会の定足要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。 これからの議事の進行につきましては、環境審議会条例第7条第1項の規定により、増田部会長に議長として議事進行していただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。 まず、議題に入ります前に、本審議会運営規程第4条第2項により、本日の会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。 原委員、中橋委員に、本日の議事録の署名をお願いいたします。 (原委員、中橋委員了解)</p> <p>これより、議事を進めてまいります。 本日の議題は、「埋立て等に用いる土砂の条例による規制について」でありま</p>

<p>福家みどり保全 課長</p>	<p>す。 それでは事務局から説明をお願いします。 質問については、説明が終わってからお願いします。</p> <p>(「埋立て等に用いる土砂の条例による規制について」を資料1により説明)</p>
<p>増田部会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今の説明について、なにか御質問はございませんか。</p>
<p>原委員</p>	<p>何点か質問があるので、それぞれお答えいただけたらと思います。 今回、私は計画部会に初めて出席させていただきましたが、2年前にこの条例のところまでできていて、その後2年間動かなかったのは何か理由があるんですか。それとも、条例というのはこれぐらい時間をかけて決めるものですか。</p>
<p>山津みどり保全 課課長補佐</p>	<p>みどり保全課の山津です。 令和4年に条例について検討していましたが、検討の後に盛土規制法の規制区域について想定していたものと異なる考え方が国から示され、この考え方との整合を図る必要がありました。 また、実際の規制区域の指定については各県で決めることとなり、規制区域を決めるスケジュールとも合わせて考えていく必要があったことから、これだけの時間を要しました。</p>
<p>原委員</p>	<p>わかりました。 続けてスライドの15ページの上から2番目の土壌汚染対策法の赤字部分で、外部から搬入する土砂を規制していないという問題点があるというご指摘だったと思います。 スライド16ページで示されている県の考える新しい条例では、15ページで挙げていた課題がほぼクリアされているように思いましたが、外部から搬入する土砂に対する規制については記載が無かったように思いますが、その点はいかがでしょう。</p>
<p>山津みどり保全 課課長補佐</p>	<p>土壌汚染対策法の規定につきましては、既に汚染が確認されている土地から土砂が動く場合の規制をするもので、例えば土地の掘削をする時にはその土地に汚染が無いかを調査したりします。 これは出ていくところの土砂について、問題がないかという観点としての規定です。 今考えている条例は、どこかで埋立てを行う場合、そこへ持ちこまれる土に問題があり、埋立て等をしたところの土地が汚染されていくのを防ぐことを検討していきたいと考えています。</p>

原委員	<p>要するに県外からくる土についても、今回 16 ページで示された条例案の中でカバーできているということであれば、別に問題はないですが。</p>
秋山環境森林部長	<p>補足します。土壌汚染対策法につきましては汚染の恐れがある、或いは汚染している土砂については、そこから基本的に動かさないように規制する法律ですが、県内外を問わず、盛土をする土砂そのものを規制するという法律ではありません。</p> <p>今回の条例では、スライド 16 ページの一番上に記載のあるとおり土砂基準を設定し、この基準によって盛土に使用しようとする土砂そのものを規制していくというものになります。</p>
原委員	<p>わかりました。</p> <p>スライド 13 ページの右側の、盛土規制法の規制区域のイメージの図ですが、これで今ある陸地は香川県全域がカバーされて大丈夫だと思うのですが、海についてもカバーされているのか教えてもらいたい。</p> <p>海域であっても、埋立てを行う場合は規制の対象になるのか。</p>
秋山環境森林部長	<p>盛土規制法自体は陸地を対象にしており、海水面の埋立てについては他に法律がありますので、そこで基本的にはカバーしていきます。</p> <p>ただ、生活環境保全上の規制につきましては、今考えております条例で、海水面であっても、陸地であっても、対応を検討していきたいと考えております。</p>
原委員	<p>心配するようなことは無い、ということですね。</p> <p>スライド 14 ページで香川県全域が盛土規制法の指定地域に入っているのですが、災害の発生という目的は無くても良い、とのことですが、私は法律の専門家ではないので分かりませんが、そういうものなのでしょうか。私は、これは残しておいても良いのではないかと思います。</p> <p>元々の今回の条例の趣旨がここからきているのであれば、国の法律でカバーされたからと言って外す必要はないのでしょうか。</p>
秋山環境森林部長	<p>この 14 ページのスライドにつきましては、ちょっと誤解を招く表記になっているのですが、下側に記載しているような条例を作りたいということをご説明する趣旨ではなく、もともと上側に記載している条例を考えていたものの、災害についての規制の必要がなくなったので、今後、規制をしていかなければいけない内容がこのように残っているということをご説明する趣旨となっています。</p>
原委員	<p>はい、わかりました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
増田部会長	<p>法律で規制できているところに、条例を上乗せする必要はない、ということですね、法律でもれている内容を条例でカバーしようということですね。</p>

<p>寺林委員</p>	<p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>今回はご提案だけで、次回にいろいろと踏み込んだところの整理をしていただくということになってるとは思いますが。</p> <p>寺林です。</p> <p>スライドの 13 ページにある盛土規制法に関するプロジェクトチーム会議と本計画部会とが、どういう位置付けであるのかを聞きたい。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>基本的には関係ないというのが、端的な答えです、</p> <p>盛土規制法のプロジェクトチームは、盛土規制法の施行を受けまして、香川県においてどのように対応していくかということのを庁内の担当部局で議論するための内部的な会議です。</p> <p>環境審議会の計画部会につきましては、環境森林部が所管している計画や条例についてご審議をいただくという位置付けとなっています。</p> <p>今回は私どもが条例の制定を考える中で、その条例の内容に盛土規制法と関連がございましたので、その説明のための資料としてつけさせていただいたところでございます。</p>
<p>寺林委員</p>	<p>要するに環境森林部以外の他の部局というか、関係のある部局が集まってプロジェクトチームを形成しているということですね。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>盛土規制法自体は土木部が所管していますが、対象が盛土全体となりますので、環境森林部であったり、農政水産部など、関係する部局のメンバーがプロジェクトチームのメンバーとなって審議をしています。</p>
<p>寺林委員</p>	<p>また質問させてもらいます。</p> <p>他の土木や農業とかの部局で、この盛土規制法から外れるところに関する条例なり規制なりを考えていることはないのですか。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>現時点では聞いておりません。</p>
<p>寺林委員</p>	<p>生活環境保全というところが法律からもれてくるので、環境森林部なり、環境審議会の方で審議するということになっているのですか。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>そうです、盛土規制法につきましては、基本的には森林部分を環境森林部で、農地部分を農政水産部、宅地部分を土木部でカバーしておりますが、生活環境という観点になりますと、すべて環境森林部の所管という考え方でございます。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>4 点ほどあります。</p> <p>条例の概要案で「事前に計画を知事に提出することを義務付ける」とあります</p>

	<p>がそれは届出制ということでしょうか、それとも許可制ということでしょうか、教えていただきたいです。</p> <p>2点目は、対象者は事業者を予定しているのか、土地所有者を予定しているのか、土砂を搬入する事業者を対象としているのか、埋立てをしようとしている事業者を対象としているのか、そのあたりが分からなかったので教えていただきたいです。</p> <p>3点目が、条例に反した場合の罰則や、或いは一定規模の埋立ての規模について、盛土規制法と同じ罰則規定または規模とするのか、どこまで、条例を法律と一緒にしていくのかということ、教えていただきたいです。</p> <p>4点目は、今回は土砂基準を設定するということでしたが、そもそも生活環境を保全するために、土砂を埋立ててはならない禁止区域を指定するなど考えているのか、この4点を、教えていただきたいと思います。</p>
<p>山津みどり保全課課長補佐</p>	<p>1点目の質問の、計画を提出する際は届け出制か許可制か、ということにつきまして、これはまだ検討中で今後ご審議いただくことにはなりますが、規制の実効性や、効率性、新たな規制になるので負担というのも生じますから、そこを含め、総合的に判断させていただいた上で、案を提示させていただいて、ご審議いただけたらと考えております。</p> <p>2点目について、計画を提出するのが、事業者であるのか、所有者であるのか、搬入する者であるのか、埋立てをする者であるのか、ということですが、基本的には、そこに埋立てや盛土を行う、実施主体の方と考えています。</p> <p>自分の所有地ではないところで埋立て等を行おうとする場合は、同意を示すものであるとか、契約を示すものであるとか、そういうものを必要とすることなどを検討していきたいと考えております。</p> <p>3点目の一定規模につきましては、これも今のところ検討段階ですが、土壤汚染対策法の届出制度の規模が3千平方メートル以上であり、盛土規制法につきましても3千平方メートル以上はこの区分であっても許可が必要とありますので、そことの比較をしながら、今後決めていけたらと考えています。</p> <p>また、4点目の禁止区域についてですが、今回どこから土砂を持ってこようとしていて、それが基準に適合しているかを確認する方法としては、その場所の土壤が汚染された場所でないか、例えば土壤汚染対策法で汚染を把握されている区域のデータを確認するなどの制度を検討していきたいと考えています。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>繰り返しになるかもしれませんが、盛土規制法の規制区域を県としては県全域にする方向とのことであつたが、法律は必要最小限と言いつつリスクのあるエリアは全域と言っていて、何か矛盾しているような気がする。</p> <p>四国の3県がもうすでに独自の条例を作っているということですが、規制区域の指定範囲はどうなっているかわかりますか。</p>
<p>山津みどり保全課課長補佐</p>	<p>盛土規制法の規制区域の考え方ですが、法律条文上、必要最小限となっているのは私権を制限することを最小限にしなくてはならないという観点からの書き</p>

<p>増田部会長</p>	<p>方であって、後に出てきた考え方というのは、災害を防止するために必要な区域は、極力広く取らなければならないという国の考え方です。</p> <p>実際少し矛盾しているように思えますが、そこを確認して進めさせていただいているところです。</p> <p>四国3県の状況について、各県の全域が規制区域として指定されるかどうか、今の時点では確認できていませんが、香川県の方向性は近県の状況も参考にしながら進めていますので、他の3県と規制区域の指定方法が全く違うというようなことはありません。</p> <p>これから検討していただくことが、まだたくさんあると思います。</p> <p>2年前に検討した新条例を改正するのか、それ以外の他の条例を一部改正するのかについてはこれから検討する、ということですか。</p>
<p>山津みどり保全課課長補佐</p>	<p>2年前には、災害防止と生活環境保全、この2つの目的を兼ねた全く新しい条例を考えていましたが、その後、国の規制区域の考え方が示されて、災害防止については法律でカバーしています。</p> <p>残った生活環境保全を目的とした、土砂による土壌汚染の防止について条例による規制を考えていく上で、新しい条例が必要であるのか、もしくは既存の条例を一部改正することで、それが可能であるのかについて、検討していきたい。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>他に質問等はいかがでしょうか。</p>
<p>片山委員</p>	<p>新しい条例ができることは大賛成ですが、条例が出来た後、その許可、チェックがクリアされて、運用していく、その量にもよりますが、抜け道が出来てしまい、最初はOKでも最後には基準をクリアされていないものが入ってくるようなこともあるかもしれません。最初から最後まで抜けがないようにチェックできるよう考えていただけたらと思います。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>他に何かありますか。</p>
<p>中橋委員</p>	<p>意見というか感想的なものですが、土はどこが出身かわからないものだと思います。こっそり運び込まれて、移動してしまうと、どこが出身か分からなくなる、1回移動してちょっとまぜて、持ってきたらわからなくなるのではないかと、或いは、この基準値を超えるものはダメと言っても混ぜて薄めてしまったら分からなくなるように思います。</p> <p>こういったことについて、チェック機能がどのぐらい働くのかということ、それによってどのぐらい現場の事務の手間が増えるのか、それに対応できるだけのマンパワーも含めて仕組みが整っているのかを教えていただけたらと思います。</p>
<p>山津みどり保全課課長補佐</p>	<p>土の成分の検査や質について確認する方法はこれから検討していきたいと考えていますが、みどり条例の制度の中で、土砂量の多い盛土や埋立てを含む土地</p>

<p>増田部会長</p>	<p>の開発については、搬入した土砂の質を検査するため、土砂等を通過した水を定期的に採取して水質の検査をし、基準を下回っているか確認を行っていますので、こういった事例を参考に今後考えていきたいと思えます。</p> <p>また、マンパワーを含めた体制についても、これまでの事例や他県の事例も参考にしながら検討していきたいと考えています。</p> <p>他にありますでしょうか。</p> <p>特に無いようでございますので、本日の議論を踏まえまして、埋立てのための条例を新条例とするか、他の条例改正とするか、また具体的な方法や内容につきましては、事務局で検討いただき、次回の計画部会にご提案いただいて、審議していただくことにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>ご異議はないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、本日予定されておりました議事はこれで終了させていただきます。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
<p>福家みどり保全課長</p>	<p>ご審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日いただきましたご意見や、欠席委員からのご意見を踏まえ、制度設計を行い、この内容について再度環境審議会計画部会で審議していただければと考えております。</p> <p>その後、計画部会の決議を環境審議会の決議とするため、会長の同意をいただいた後、環境審議会会長から知事へ答申をいただく運びとなっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>なお、次回の計画部会につきましては、10月末ごろ開催させていただきたいと思っております。</p> <p>また皆様のご都合をお伺いさせていただきますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ではございますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>それでは本日の議事は終了をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方につきましては、議事の明確な進行、それから様々なご意見いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これにてマイクを事務局へお返しいたします。</p>
<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>以上をもちまして、香川県環境審議会計画部会を終了いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、ありがとうございます。</p>

部 会 長

署 名 委 員
